

A T M 定期預金

1 2

平成27年 2月 1日現在適用中

1	商品の名称	A T M 定期預金	
		スーパー定期	スーパー定期300
2	お預け入れいただける方	・ 個人のお客様および法人のお客様	
3	お預け入れ期間	・ 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年	
4	お預け入れ	・ A T Mによる一括お預け入れで自動継続扱いとなります。 ・ 個人のお客様 定期預金通帳または総合口座組入れとします。 ・ 法人のお客様 定期預金通帳とします。	
	(1) お預け入れ方法		
	(2) お預け入れ金額	・ 現金でのお預け入れ ＜定期預金通帳＞ 100円以上200万円まで ＜総合口座組入れ＞ 1万円以上200万円まで ・ 普通預金等でキャッシュカード発行口座からの振替による預け入れ ＜定期預金通帳＞ 100円以上300万円未満まで ＜総合口座組入れ＞ 1万円以上300万円未満まで	・ 現金でのお預け入れはできません。 ・ 普通預金等でキャッシュカード発行口座からの振替による預け入れ 300万円以上1,000万円未満まで
	(3) お預け入れ単位	・ 1円単位	
5	お支払い方法	・ 満期日以後に一括してお支払いします。	
6	お利息	・ 固定金利 ・ お預け入れ時における各定期預金の店頭表示利率を約定金利として満期日まで適用します。 ・ 自動継続後の利率は、継続日における各定期預金の店頭表示の利率を適用します。	
	(1) 適用金利		
	(2) 利払方法	・ お預け入れ期間が2年未満の場合は、満期日以後に一括してお支払いします。 ・ お預け入れ期間が2年以上の場合は、中間利払日（お預け入れ日から満期日の1年前の応当日までに到来するお預け入れ日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割してお支払いします。 なお、中間利払日にお支払いするお利息は、お預け入れ日または前回の中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。	
	(3) 計算方法	・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で行います。	

7	税金	・個人のお客様のお利息は源泉分離課税となり、20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 - ただし、マル優をご利用された場合を除きます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人のお客様のお利息は総合課税となります。
8	手数料	・不要です。
9	付加できる特約事項	・個人のお客様は「総合口座」の担保とすることができます。 - 貸越利率は担保定期預金の約定金利に0.5%上乗せした利率が適用されます。 ・個人のお客様で定期預金通帳にお預け入れの場合に限りマル優のご利用ができます。
10	中途解約時のお取り扱い	・満期日前に解約される場合は中途解約となり、別表の「中途解約利息一覧表」に基づき計算してお支払いします。
11	金利情報の入手方法	・窓口へご照会ください。
12	苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時30分 電話：0120-939-853）にお申出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所（9時～17時 電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13	その他参考となる事項	・本商品は預金保険制度の対象預金であり、預金保険の範囲内で保護されます。 ・その他のお取扱いは、各定期預金のお取り扱いに準じます。